

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業における  
特定過疎地域内の営業所に関する取扱いについて（概要）

## 1. 背景

営業所ごとに配置される事業用自動車については、輸送の安全及び適格な事業遂行能力の確保等を図る観点から、基本的に一定の最低車両台数等の基準を満たす必要があるところ。

一方、人口減少が進み、輸送需要が極めて少ない過疎地域における営業所については、輸送の安全を確実に担保しつつも、地域の実情に応じた台数の事業用自動車の配置を行うことが求められている。

このため、輸送の安全を確実に担保しつつ地域の実情等に応じICTの活用等により適切な運行管理が実施される等一定の条件を満たすことを前提として、特に人口の少ない過疎地域に限って、営業所ごとに配置される事業用自動車についての最低車両台数に関する取扱いを定めることとする。

## 2. 概要

(1) 以下の条件を満たす場合には、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号）別紙1(2)①によらないことができることとする。

- ① 特定過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域又は同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものをいう。以下同じ。）において設置される営業所であって、3両以上の事業用自動車を配置し、事業者としても一定以上の車両数を保有しているなど、一定の事業規模が確保されているものであること。
- ② 貨物自動車運送事業法等の違反による一定以上の行政処分を受けていないなど、事業運営が適正に行われていると認められる一般貨物自動車運送事業者が設置する営業所であること。
- ③ 当該営業所に配置する全事業用自動車について、GPS機能が搭載されたデジタル式運行記録計が装着されていること。

(2) (1) の取扱いを行うに当たって付す条件

- ① (1) の取扱いに係る営業所の全事業用自動車の運行が、当該営業所が所在する特定過疎地域内のみで行われること。
- ② 特定過疎地域内のみに限った運行を行っていることが、GPS機能が搭載されたデジタル式運行記録計による記録に基づいて一定の方法によって確認できること。

(3) (1) の取扱いに係る期限は、2年とする。

(4) (2) の条件に違反があった場合には、当該事業者の全営業所について(1)の取扱いによることを認めないこととする等、一定の制限を付すこととする。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

- |      |                  |
|------|------------------|
| 通達発出 | 平成30年11月～12月     |
| 通達施行 | 平成30年12月～平成31年1月 |